

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 22 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 15 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 22 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで
申立期間前の昭和38年3月に結婚したので、申立期間については国民年金保険料の納付が遅れてしまったが、後日、まとめて郵便局で納付した。申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年3月に結婚した後、41年4月にA市で国民年金の氏名と住所の変更届を行っており、1年後の42年4月に申立期間後の39年4月から同年8月までの国民年金保険料を、過年度納付していることから、申立期間について納付書が発行されたことが考えられる。

また、申立人が記憶している国民年金保険料額は申立期間の保険料額と一致している上、申立人の夫に、保険料を納付できない特別な経済的事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間及び免除期間を除きすべて国民年金保険料を納付済みであり、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

加えて、社会保険庁の記録では、申立人の夫の昭和39年11月から40年3月までの期間は未納となっているが、A市の被保険者名簿では納付済みとなっており、記録管理の不備がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月までのうち6か月

申立期間①については、A自治体の年金担当職員が自宅に集金に来て、未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。納付した時、1万円を渡し、100円から200円のおつりを受け取ったことを覚えている。夫の分は納付済みになっており、当時のメモもあるので納得できない。また、申立期間②についても、未納にした記憶は無く、納付していると思うので未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、昭和44年10月にA自治体の年金担当職員が自宅を訪れ、未納となっていた夫婦二人分の昭和42年度及び43年度の国民年金保険料を納付したとするところ、申立人の夫は納付済みになっている上、申立人が所持するメモには、集金に来た職員の氏名、納付したとする保険料額のほか、別の日に購入した子供のサンダル、ガスコンロ及び観葉植物の値段等が記載され、これらの価額は当時の販売価格と符合することから、申立内容には信憑性が認められる。
- 2 一方、申立期間②については、申立人は、国民年金保険料の納付時期及び納付方法等の記憶があいまいで、具体的な納付状況が不明である上、申立人の夫も、未納になっている。
また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月まで国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで
結婚後、夫と共に国民年金に加入し、国民年金保険料も夫婦一緒に納付していた。申立期間のころは、3 か月分ずつ納付書で納付しており、申立期間が夫は納付済みになっているのに、自分の分が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と共に国民年金に加入し、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとするとところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 2 月に申立人の夫と連番で払い出されており、申立人が所持している昭和 47 年度の領収証書及び 58 年度から 60 年度までの国民年金納付書兼領収書から、申立人夫婦の納付日は同一であることが確認でき、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、かつ、申立人は、申立期間以外に未納期間が無い上、申立人の夫は、申立期間は納付済みである。

さらに、申立人は、昭和 54 年 9 月に A 区から B 市に転居しており、申立期間前の同年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、前住所地の A 区で納付したことが推測され、申立期間についても A 区で納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年11月から同年12月までの期間及び60年5月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年4月から同年12月まで
② 昭和59年11月から同年12月まで
③ 昭和60年5月から同年6月まで
④ 昭和62年12月から63年10月まで
⑤ 平成7年3月
⑥ 平成7年7月から同年9月まで
⑦ 平成7年11月
⑧ 平成8年3月
⑨ 平成8年8月
⑩ 平成8年11月から9年4月まで
⑪ 平成9年6月
⑫ 平成9年8月から10年6月まで
⑬ 平成10年8月から11年7月まで

結婚後、夫婦で国民年金に加入し、老後は年金に頼ろうと夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。社会保険庁の記録で未納となっていた期間があったので、10年くらい前に領収書を社会保険事務所に持って行ったところ、納付済みに訂正されたこともある。未納は無いはずであり、特に夫婦一緒に保険料を納付してきたので、夫婦で納付期間が異なるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人の夫は、昭和55年8月から60年8月まで厚生年金保険の被保険者であり、申立人は、55年8月に国民

年金に任意加入し、就職する 57 年 10 月まで国民年金保険料を納付していることから、保険料の納付意欲があったことがうかがえる。

また、申立期間②直後の昭和 59 年 11 月から 60 年 3 月までの期間及び申立期間③直後の 60 年 12 月から 62 年 3 月までの期間については、平成 4 年 3 月に未納から納付済みに記録訂正が行われており、行政側の記録管理に不備がうかがわれる。

2 申立期間①及び④について、申立人は、国民年金に加入後、夫婦一緒に国民年金保険料を納付したとしており、A市の国民年金保険料納付台帳では、申立期間①と②の間の昭和 54 年 4 月から 55 年 7 月までの期間は申立人夫婦は同一日に納付していることが確認できるが、これらの期間については、申立人の夫も未納となっている上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

3 申立期間⑤から⑬までについて、申立人夫婦は、平成 8 年 8 月に A 市から B 市に転居し、その後も夫婦一緒に国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持している領収証書を見ると、夫婦別々の日に納付した期間が確認できることなどから、この間を申立人夫婦が一緒に保険料を納付していたとは認め難い。

また、これら申立期間は、3 年半の間に集中しており、行政が続けて事務処理を誤ることは考えにくい上、ほかに行政側の記録管理の不備をうかがわせる事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 11 月から同年 12 月までの期間及び 60 年 5 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までの期間、61年4月から同年8月までの期間及び62年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から54年3月まで
② 昭和61年4月から同年8月まで
③ 昭和62年4月から63年10月まで

結婚後、夫婦で国民年金に加入し、老後は年金に頼ろうと夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。社会保険庁の記録で未納となっていた期間があったので、10年くらい前に領収書を社会保険事務所に持って行ったところ、納付済みに訂正されたこともある。未納は無いはずであり、特に夫婦一緒に保険料を納付してきたので、夫婦で納付期間が異なるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、夫婦で国民年金に加入し、夫婦一緒に国民年金保険料を納付したとするところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、共に昭和44年10月ころ払い出されており、A市の国民年金保険料納付台帳から、申立期間①と②の間の54年4月から55年7月までは申立人夫婦は同一日に納付していることが確認できることから、申立内容に信憑性が認められる。

また、申立期間①のうち昭和53年1月から54年3月までの期間及び申立期間③のうち62年4月から同年11月までの期間は申立人の妻は納付済みであり、申立人のみが未納であるのは不自然である。

さらに、申立期間②の直前の昭和60年9月から61年3月までの期間は、平成4年3月に未納から納付済みに記録訂正が行われており、行政側の記録管理に不備がうかがわれる。

- 2 一方、申立期間①のうち昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの期間及び申立期間③のうち 62 年 12 月から 63 年 12 月までの期間については、申立人の妻も未納となっている上、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月までの期間、61 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年9月までの期間及び44年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から同年9月まで
② 昭和44年10月

昭和37年ころA区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、厚生年金保険に加入していた期間を除き、国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A区役所で国民年金の加入手続を行い、昭和41年10月に厚生年金保険に加入するまで、区役所に出向き国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人が納付したとする保険料額、納付場所、納付方法等は当時の状況と符合しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立期間①は6か月と短期間である上、平成19年には、申立期間①直前の昭和37年10月から41年3月までの期間が、申立人の所持する国民年金手帳に検認印が押されていたことから、未納から納付済みに訂正されており、社会保険庁の事務処理に不備があったことがうかがわれる。

2 申立期間②について、申立人は、昭和44年10月に会社を退職し、B区役所で国民年金の加入手続をしたとしているところ、申立期間②以降、2度の厚生年金保険から国民年金への切替えを適切に行っており、国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識は高いと認められる。

また、申立期間②は1か月と短期間であり、ほかに申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付できない特別の事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

昭和43年6月にA市からB区に転入し、妻が夫婦二人の国民年金加入手続を行い、43年4月分からの国民年金保険料をB区の集金人に納付した。国民年金手帳を持っていた覚えもあるし、妻が私の分と一緒に保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年6月にA市からB区に転入し、その妻がB区C出張所で夫婦二人の国民年金加入手続を行い、43年4月分からの国民年金保険料をB区の集金人に納付したとしているところ、当時、B区の出張所では転入者の国民年金の資格取得届を受け付けていたこと、B区では、37年から集金人による国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立期間は納付済みである上、B区の年配の集金人が3か月に一度自宅に集金に来ていたこと、夫婦二人分の国民年金手帳に検認印を押していたこと、昭和44年9月に公営住宅に転居してからも集金人が来ていたことを鮮明に覚えており、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で昭和43年6月ころ払い出されており、その後、取り消した記載があるものの、申立人は、申立期間後の45年4月に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間において国民年金の資格を取り消される事情は見当た

らない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B。）C事業所における資格取得日に係る記録を、昭和44年8月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月18日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、株式会社Bに勤務していた申立期間について、加入期間がつながっていないとの回答をもらった。同社には昭和36年3月18日に正社員として入社し、途中、同社C事業所の転勤があったが、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、株式会社Bの在籍証明書、人事記録、雇用保険の被保険者記録及びD健康保険組合の記録から、申立人は株式会社Bに継続して勤務し（昭和44年8月18日にA株式会社本社から同社C事業所へ転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録から申立期間の標準報酬月額については、資格喪失時前の昭和44年7月の標準報酬月額から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事

務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店（現在は、株式会社C。）における資格喪失日に係る記録を昭和33年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月31日から同年11月1日まで
昭和33年10月は、株式会社AのB支店から同社D支店に転勤を命じられたのであり、退職はしていない。年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（昭和33年11月1日に株式会社AのB支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aにおける昭和33年9月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は納付したと主張しているが、事業主が資格喪失日を昭和33年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年7月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月30日から同年8月11日まで
会社に40年間継続して勤務したため、途中で資格が途切れることはあり得ない。年金そのものはなくてもいいから、11日間の空白をなくしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の退職願、退職金計算書、昭和45年9月の社内報、雇用保険の記録及び健康保険組合の記録から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和45年7月30日にA株式会社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和45年8月11日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA株式会社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間のうち、38年11月及び同年12月の標準報酬月額を1万8,000円に、また、39年1月から同年3月までの標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から39年4月1日まで

申立期間については、A株式会社で設計の仕事をしていたときであったが、提出した給料支払明細書のとおり給与から厚生年金保険料、健康保険料及び失業保険料が控除されており、当時の同僚の名前も憶えているので、調査の上、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間にA株式会社で勤務していたことが推認できる。また、申立人が所持する給料支払明細書及び源泉徴収票により、申立人は給与から事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが確認できること等を総合的に判断すると、申立期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与から厚生年金保険料として源泉控除されていた金額により、昭和38年11月及び同年12月の標準報酬月額を1万8,000円に、また、39年1月から同年3月までの標準報酬月額を2万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A株式会社は、昭和39年4月

1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、同事業所は、38年10月15日に法人登記していること、適用事業所となった39年4月1日における被保険者数は12名であったこと、複数の同僚が適用事業所となる前から10名程度の従業員が勤務していたことを供述していることから、同事業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪しており、確認できる関連資料が無く、当時の取締役も不明であるとしているものの、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る被保険者記録は、資格取得日が昭和30年3月15日、資格喪失日が平成8年2月1日とされ、当該期間のうち、昭和30年3月15日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、同期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間とし、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年3月15日から同年4月1日まで

申立人は、高等学校卒業後、すぐに株式会社Aに入社し、昭和30年3月15日から働いたが、年金手帳に記載された加入日が同年4月1日と誤っていたので、平成8年12月27日にB社会保険事務所で訂正してもらった。被保険者原簿の取得日訂正がなされていないので、訂正し、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る記録は、入社年月日が昭和30年3月15日、雇用保険番号取得年月日が昭和30年3月15日、健康保険番号取得年月日が昭和30年4月1日となっているが、社会保険庁に係る記録には昭和30年3月15日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。申立人が昭和30年3月15日から勤務し申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、同期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間とし、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「資料は既に廃棄しているため確認不能である。」としているが、社会保険事務所が厚生年金保険法第 75 条の規定に基づく処理を行ったことが認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月31日から同年11月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和42年10月31日にA株式会社C営業所において資格を喪失し、同年11月1日に同社本社において再び資格を取得しているとの回答を得た。同一企業に継続勤務している期間中のことであり、厚生年金保険の加入期間に空白が生じるはずはないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の事業主の証言及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和42年11月1日にA株式会社C営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社C営業所における昭和41年7月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に

充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社。)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月30日から同年10月1日まで
② 平成2年10月1日から3年7月31日まで

申立期間①については、A株式会社に勤務していた。C支店から本社に転勤した際の期間が欠落している。継続して勤務していたのでこの期間を厚生年金保険期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、平成2年の定時決定の標準報酬月額が入社時の38万円から30万円に減額になっている。給与は減額になったことはなく、算定基礎届の誤りと思うので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所が提出した人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し(昭和43年10月1日にA株式会社C支店から同社本社に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A株式会社C支店における昭和43年8月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したかどうか不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主

が同年9月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人はD株式会社における平成2年定時決定の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については申立期間②に係る給与明細書があるものの、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和31年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月31日から同年11月1日まで

同じ会社に引き続き勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間に1月の欠落がある。保険料も控除されていたはずであり、納得できないので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してもらいたい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の回答、雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和31年11月1日付けでA株式会社C工場から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社C工場における昭和31年9月の社会保険庁のオンライン記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和31年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した

場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和60年7月16日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月16日から同年7月16日まで
昭和41年5月6日から平成11年6月30日までA株式会社に勤務したが、この間、転勤による職務の変更はあったものの継続して勤務していたことから、昭和60年6月16日から同年7月16日までの資格喪失期間があることは考えられない。この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の在職証明書及び雇用保険加入記録から、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、事業主から提出のあった申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失届では、申立人のA株式会社B工場における資格喪失年月日は、昭和60年7月16日となっている。そして、事業主は、申立期間当時、厚生年金保険の資格の得喪の届出書は複写式であり、当該事業者が加入する厚生年金基金及び健康保険組合の資格の得喪の届出書と一体のものであったとしており、厚生年金基金に提出された届出書と同一のものが社会保険事務所に提出されていたものと考えられるところ、申立人の健康保険の離職年月日の記録も昭和60年7月16日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和60年7月16日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険

被保険者の資格喪失日は60年7月16日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、A株式会社が管理していた厚生年金基金加入員資格得喪届の記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の、平成17年12月5日及び18年7月6日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録については、45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月5日
② 平成18年7月6日

勤務先のA株式会社により上記申立期間に支給された賞与から45万円の賞与に相応する厚生年金保険料を控除されていたが、事業主が誤った賞与金額を届け出たことにより、誤った金額（4万5,000円）が記録されているので、訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る賞与の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の実際に支給された賞与等の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の「諸給与支払内訳明細書」から、申立てに係る賞与において厚生年金保険料を控除されていることが確認でき、同明細書から、実際に支給された賞与等の額から1,000円未満を切り捨てた標準賞与額は45万円であることが確認できる。

以上のことから、申立人の申立てに係る標準賞与額については、45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の保険料を納付したと回答しているが、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、

社会保険庁の記録どおりの届出がなされていることが確認でき、他に納付したことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 17 年 12 月 5 日及び 18 年 7 月 6 日の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA所（現在は、株式会社B。）における資格取得日に係る記録を昭和42年10月26日に訂正し、当該期間における標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA所における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月31日に訂正し、当該期間における標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月26日から同年11月10日まで
② 昭和45年10月26日から同年12月31日まで
A所における社会保険庁の記録は、給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていた期間と一致しない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人保管の給料支払明細書により、申立人がA所に継続して勤務し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については昭和42年11月の社会保険庁のオンライン記録から4万5,000円、申立期間②については45年9月の社会保険庁のオンライン記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 29 年 1 月 6 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、33 年 10 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る A 株式会社（現在は、B 株式会社）における厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については昭和 29 年 1 月から 31 年 7 月までは 5,000 円、同年 8 月から 32 年 1 月までは 8,000 円、32 年 2 月から同年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 33 年 9 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月から 37 年 6 月まで
A 株式会社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは、納得できない。正社員として勤務しており保険料も控除されていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 株式会社の厚生年金保険被保険者名簿に、生年月日（昭和 9 年 * 月 * 日）が異なる申立人の旧姓 C と 1 字違いの D の記録が発見され、当該記録は、昭和 29 年 1 月 6 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、33 年 10 月 21 日に資格を喪失している。

また、申立人は元夫と昭和 32 年 8 月 23 日に婚姻したことが戸籍謄本から確認でき、今回見つかった同社の被保険者名簿の D も同年 12 月 4 日付けで元夫名に氏名変更されている。

さらに、上記記録は基礎年金番号に未統合である。

これらを総合的に判断すると、上記生年月日の異なる申立人と姓名 1 字違う記録は申立人の記録と認められることから、申立人の同社での資格取得を昭和 29 年 1 月 6 日に、資格喪失を 33 年 10 月 21 日に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 33 年 10 月 21 日から 37 年 6 月までの期間については、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当た

らないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、標準報酬月額については社会保険事務所の記録から、昭和 29 年 1 月から 31 年 7 月までは 5,000 円、同年 8 月から 32 年 1 月までは 8,000 円、32 年 2 月から同年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 33 年 9 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

また、昭和 29 年 1 月 6 日から 33 年 10 月 21 日までの期間は、脱退手当金支給済期間である。

埼玉厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和40年5月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月11日から同年7月5日まで
昭和40年5月にB市の工場勤務からC区D地での営業に転勤になった。この時期に厚生年金保険の未加入期間があるのは、納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間についてA株式会社に継続して勤務（E株式会社からA株式会社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社における社会保険事務所の昭和40年7月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月15日から同年9月1日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和48年8月15日、同社C支店の同資格取得日が同年9月1日となっており、1か月の欠落期間がある。実際は、B支店からC支店への転勤であり同社に継続して勤務しており、保険料も控除されている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の申立人に係る人事カード、雇用保険の被保険者記録及び事業主回答書等により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和48年9月1日にA株式会社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年7月の社会保険庁の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店の資格喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月31日から同年4月1日まで

昭和41年4月1日から平成15年5月31日までA株式会社に継続して勤務した。昭和53年4月1日にB支店C出張所からD本社に転勤したが、53年3月分の厚生年金保険加入期間が欠落している。同一企業内の転勤であり、継続勤務していた。給与明細等は残っていないが1か月の空白は納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社からの回答書、雇用保険の被保険者記録及び申立人保管の転勤辞令により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和53年4月1日にA株式会社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B支店における昭和53年2月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所への届出時に内容を誤って記載した可能性があるとして、事業主が昭和53年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月

昭和 42 年 12 月に国民年金に加入し、53 年 6 月分まで保険料を納付したが、同年 6 月に A に入社し厚生年金保険に加入したため、厚生年金保険と国民年金の二重加入になってしまい記録の訂正を B 市役所に申し出た。この時の職員の対応に不愉快な記憶が残っている。

私は還付を受けた記憶も、還付手続をした記憶も無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和53年6月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることは社会保険庁の記録により確認でき、同年6月の国民年金保険料が重複納付により還付されていることについて不自然さは無い。

また、申立人に係る B 市の被保険者名簿の備考欄に還付金額や還付決定日が記載されていることに加え、C 社会保険事務所の特殊台帳にも同様の記録が確認でき、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から51年12月まで
昭和47年1月にA市に越してきてから、市役所で国民年金の加入の
手続をして同年3月から保険料を納付した記憶がある。常に主人と一緒に
保険料を納付していたのに未納とは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社会保険事務所の国民年金手帳記号番号の払出簿により、A市から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年8月9日に払い出されていることが確認できるが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、これを納付するには第3回特例納付制度によることとなるが、申立人は特例納付した記憶は無いと主張している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その夫の分と一緒に納付していたと主張しているが、夫の国民年金加入手続時期と考えられる手番払出日は、昭和49年3月12日で申立人と異なっており、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間にかかる国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から29年2月5日まで
② 昭和32年12月1日から33年3月1日まで

昭和27年3月から33年3月1日までの期間について、A区にあるB株式会社で働いていた。社会保険庁の記録では昭和28年9月1日から29年2月5日までの期間、及び32年12月1日から33年3月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録がないとの回答を受けたが、間違いなく継続して勤務していたので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①について、期間は特定できないものの同僚の供述によりB株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①以前に同社に入社し、在籍していた元従業員にすべての申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について照会したところ、事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和32年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、B株式会社は既に解散し、当時の事業主も亡くなっているため、すべての申立期間における申立人の申立内容について、事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から同年 7 月まで

A 株式会社には昭和 38 年 2 月から同年 7 月まで勤務していたが、全期間の年金記録が無い。保険料を控除されたかどうかは覚えていないが取得手続のために年金証書を渡した記憶があるので、この期間を年金加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社で事務員をしていた当時の事業主の親族の証言により、申立人は申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について、当該事業所における被保険者資格取得日が、申立人が入社したとする月にある複数の同僚に照会したところ、入社後 4 か月から 6 か月までの間に厚生年金保険に加入していることが確認された。

また、A 株式会社は既に解散し、当時の保険料控除に係る資料は保存されておらず、申立内容に係る事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所の保管する A 株式会社の申立期間に係る事業所別被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで
昭和 30 年 4 月から A 社に勤務したが、社会保険事務所の記録では 35 年 11 月から厚生年金保険に加入したとされている。当時の同僚を憶えており、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言により、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和 35 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、同僚は、当該事業所が適用事業所となる前から勤務していたこと、厚生年金保険に加入したのは適用事業所となった昭和 35 年 11 月 1 日からであったことを記憶している。

さらに、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無く、当該事業所は、既に廃業し、当時の事業主も所在不明であるため、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年ころから60年ころまで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時はA株式会社に勤務し、健康保険証で入院したこともあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の妻の証言及び当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できない。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について、事業主及び当時の事業主の妻に照会したが、事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、当時の事業主と元役員である妻は、申立期間当時は国民年金に加入していたことが社会保険庁の記録から確認できる。

加えて、当時の事業主は亡くなっており、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間における申立内容を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 20 日から同年 10 月 20 日まで
新聞広告を見て就職し、株式会社A内にあった寮に入っていた。仕事は組立て作業だった。給料は日給月給だったが、厚生年金の保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は同僚 1 名の氏名を記憶しており、当該同僚も社会保険事務所が保管する当該事務所の事業所別被保険者名簿で確認できること、及び同僚照会により同僚の 1 名は申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶していたことから、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について事業主に照会したが、事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、同僚にも厚生年金保険の適用について照会したところ、「当時、当該事業所では 3 か月の試用期間を設けていたとし、その期間については厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月ころから 33 年 12 月ころまで
中学校卒業と同時にA株式会社（昭和 31 年当時の名称はB社）に入社した。同事業所には同じ中学校卒業の先輩が数名勤務していた。また、私の入社後にも同じ中学校から何人かの人が入社してきた。当時、同事業所は 50～100 名くらいの会社と認識している。昭和 30 年から 31 年ころ多数の従業員が社会保険に加入したとのことだが、私の名前は出てこないため、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はB社の同僚 12 名の名前を記憶しており、そのうち 10 名についてはその名前も厚生年金被保険者名簿で確認できること、及び申立人の供述どおり同事業所では昭和 30 年から 31 年にかけて百数十名が社会保険に加入していることを確認できることから、申立人は同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について事業主及び同僚に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 22 日から同年 8 月 31 日まで
② 昭和 50 年 10 月 31 日から 51 年 8 月 25 日まで

申立期間①においてはA株式会社に、申立期間②においてはB株式会社に勤務していた。在職中の給与明細書はないが、両社は社名変更された同一会社であり、継続勤務して社会保険料も控除されていたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、A株式会社が、昭和 50 年 4 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の申立期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の申立人の被保険者資格喪失日は社会保険庁のオンライン記録と一致する上、同名簿において、申立人の同社における被保険者資格取得日の前後に資格取得した申立人を含む 40 名の被保険者資格喪失日を確認したところ、すべての者が適用事業所でなくなった昭和 50 年 4 月 22 日以前に被保険者資格を喪失している。

さらに、当該事業所は既に解散し、当時の事業主も他界しており、申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認することはできない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等も無い。

なお、雇用保険の被保険者記録をみると、昭和 43 年 9 月 16 日から 50 年 4 月 21 日までの加入記録（事業者名は不明）があるものの、申立期間①の同記録は確認できない。

2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するB株式会社に係る事業所別被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、同社が昭和50年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の申立期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主は、当時の関係資料は保存してなく、申立期間の厚生年金保険料の控除については不明であるとしているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等も無い。

3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 31 日から 31 年 11 月 1 日まで
昭和 29 年 3 月から 31 年 10 月まで株式会社Aに勤務したが、30 年 10 月 31 日が厚生年金保険の資格喪失日とされていることに納得できない。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは3度の合併を経て、現在は株式会社Bとなっていることから、同社に対し、申立期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除について確認したところ、同社では申立期間について勤務実態を確認できる人事記録等の資料及び保険料控除を確認できる給与台帳等は保管していないとしており、事実を確認できる供述も得ることはできなかった。

また、申立人の同僚からも、申立内容の事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月から 10 年 7 月まで
社会保険事務所によって申立期間の標準報酬月額を 53 万円から 9 万 8, 000 円に減額された。申立期間の標準報酬月額を 53 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を勤めていた A 株式会社は、平成 10 年 7 月 31 日（金曜日）に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その社会保険事務所の翌開庁日である同年 8 月 3 日（月曜日）に申立人の標準報酬月額はさかのぼって、平成 5 年 5 月から 6 年 4 月までは 53 万円を 9 万 8, 000 円に、6 年 5 月から 7 年 4 月までは 30 万円を 9 万 8, 000 円に、7 年 5 月から 8 年 10 月までは、20 万円を 9 万 8, 000 円にそれぞれ訂正されたことが、社会保険庁の記録により確認できる。

一方、申立人は、A 株式会社の経営が厳しくなり平成 8 年 6 月 1 日に解散し、解散後は営業活動をしておらず清算業務をしていたとしている。

また、申立人は、A 株式会社が平成 10 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなる前に、同社の事務員から、B 社会保険事務所から同社の滞納保険料を帳消しにするために代表取締役である申立人の標準報酬月額を引き下げる話があったことを聞いており、同意せざるを得なかったと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月12日から30年4月1日まで
夫は亡くなっているが、昭和28年11月1日から30年3月31日までの間、A県のB社で働いていたと聞いていた。給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B株式会社C出張所に勤務していたと申し立てているが、同出張所を管轄するB株式会社D支店が保管する人事記録によると、申立人の入社年月日は「1953年(昭和28年)11月1日」、退職年月日は「1953年11月12日」となっている。

また、社会保険事務所が保管するB株式会社C出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和28年11月1日、資格喪失日は同年11月12日となっており、B株式会社D支店が保管する人事記録と同一であることが確認でき、このほかに申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

さらに、申立人の妻は申立人から、当時のB株式会社C出張所における上司や同僚等の氏名を聞いておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
平成 14 年 5 月分の給与から同年 4 月分と 5 月分の 2 か月分の厚生年金保険料が控除されているが、加入記録では同年 4 月の 1 か月分しか反映されていないので、同年 5 月分も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成 14 年 5 月分の給与明細書によると、申立人が申立期間である同年 5 月分について厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人の資格喪失日は平成 14 年 5 月 31 日との記載が確認できる上、同届書の備考欄に「5 月 30 日退職」との記載がある。

また、法務局が保存する当該事業所に係る閉鎖事項全部証明書によると、申立人は当該事業所の代表取締役であり、平成 14 年 5 月 30 日退任と登記されている。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届によると、当該事業所は合併による新会社移行のため、平成 14 年 5 月 31 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の届出がなされていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から23年3月31日まで
② 昭和23年4月1日から27年3月31日まで
年金記録を確認したところ、申立期間①についてはA所、申立期間②についてはB所（C所）に勤務していたが厚生年金保険の加入記録がないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A所は既に解散しており、申立人も同僚の名前を記憶していないことから、勤務の状況及び事業主による厚生年金保険料の控除については確認できなかった。なお、社会保険事務所の記録ではA所が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間①以降の昭和30年1月1日であることが確認できる。

申立期間②については、事業主からの回答及び同僚の証言により申立人が教員として勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、C所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年11月1日であり、申立人が勤務を開始した時点では適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚3名に照会したところ、事務職の同僚1名は厚生年金保険に加入しているが、申立人と同じ教員の同僚2名は厚生年金保険に加入しておらず、当該事業所が教員については厚生年金保険に加入させていなかったことが考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年11月1日から35年4月1日まで
② 昭和35年6月2日から41年10月15日まで

社会保険事務所で確認したところ、株式会社AとB社で厚生年金保険に加入していた期間については、脱退手当金が支給されていることになっているが、自分で脱退手当金を請求したことも脱退手当金を受け取ったこともないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和41年12月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の回答でも請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 35 年 7 月 27 日まで
(有限会社A)

社会保険庁の記録では、申立期間は脱退手当金を支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給してはいないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和35年9月26日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 9 月 27 日から 11 年 10 月 1 日まで
② 平成 12 年 12 月 17 日から 14 年 4 月 1 日まで

私は、A 有限会社を退職した翌日の平成 10 年 9 月 27 日に、B に臨時職員として採用された。B の C 施設の管理人等をして 4 年間勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているため、その期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B の経理書類である支出伝票及び支出負担行為兼支出命令書の支払明細書により、申立人に支払われた臨時職員の賃金から、社会保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、A 有限会社を退職した翌日に、C 町において国民健康保険に加入したと述べているところ、そのことについては同町の国民健康保険得喪履歴により、申立期間①は国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。これらの事実を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることができない。

なお、申立人と一緒に B に臨時職員として採用された 1 歳年上の当時、64 歳の同僚も社会保険庁のオンライン記録において、申立人と同様に申立期間①及び②については厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が 65 歳に達する平成 12 年*月*日に厚生年金保険の資格を喪失しているが、申立期間当時、厚生年金保険法では、被保険者となり得るのは 65 歳未満

の者であったことから、申立人は被保険者となることはできない。

なお、平成 14 年 4 月 1 日からは、厚生年金保険法が改正され、被保険者となり得るのは 70 歳未満とするよう拡大されたことから、申立人は再び同年同月から被保険者の資格を取得しており、当時の B の資格の得喪事務手続に誤りはない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 13 日から 43 年 4 月 1 日まで
新聞で運転手の募集があり面接に行き、給与などの条件が良かったので、株式会社Aに昭和 39 年 4 月に入社したが、厚生年金保険の加入記録が入社から約 4 年後となっていた。同社への入社は 39 年 4 月 13 日であり、その日から 43 年 4 月 1 日までの期間が欠落しているため、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする株式会社Aに関する申立人の証言は具体的であること、また、申立人は同僚 11 名の名前を覚えており、そのうち複数の者から申立期間と一緒に勤務していたとの供述が得られたことから、申立人は申立期間に当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 63 年 12 月に解散し、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料（給与台帳等）は無く、当時の事業主も亡くなっており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除等に関して確認できる供述は得られなかった。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について同僚に照会したが、事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

一方、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿によると、申立人が入社したとする昭和 39 年 4 月以降に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人は 43 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の記録に訂正箇所は無く社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、雇用保険の加入記録についても、申立期間の 22 か月後の昭和 45 年 2 月 1 日に資格取得となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月ころから 32 年 1 月 7 日まで
② 昭和 33 年 10 月 10 日から 35 年 2 月 12 日まで

A株式会社には、B県の中学校を卒業するとすぐの昭和 31 年 4 月ころに同級生 5 人と一緒に集団就職で入社し、33 年 3 月に退職するまで、食品の製造に従事したが、厚生年金保険には最初から加入していた。

また、C株式会社には昭和 33 年 10 月に入社し、35 年 2 月に退職するまで、研磨等の仕事に従事しており、その間は厚生年金保険には加入していた。

A株式会社の勤務期間のうちの申立期間①及び申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①において、同僚の供述からA株式会社（現在は、株式会社D。）に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所では、申立期間当時の事業主等は既に亡くなっており、当時の事情は全く確認ができないため、保険料控除の有無、申立てどおりの厚生年金保険の資格取得、資格喪失の届出の有無及び保険料納付の有無について不明と回答しており、申立ての事実を確認することができない。

また、申立期間①について、同僚の照会により入社日を回答してきた 15 名のうち、11 名が入社日の 3 か月から 15 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立人と同時に入社した同僚 5 名については、2 名が申立人より遅い 32 年 5 月 10 日に厚生年金保険の資格取得をしており、ほかの 3 名については厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の事業所別被保険者名簿では申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②において、申立期間当時の事業所別被保険者名簿に記載されている数名の氏名を申立人が記憶していることから、申立人がC株式会社（現在は、E株式会社。）に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、うかがえる。

しかしながら、当該事業所では、申立期間当時の事業主等は既に亡くなっており、当時の状況は全く不明であるため、保険料控除の有無、申立てどおりの厚生年金保険の資格取得、資格喪失の届出の有無及び保険料納付の有無について不明と回答しており、申立ての事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所の事業所別被保険者名簿では申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、株式会社Aに昭和 56 年 5 月 19 日に入社し、57 年 3 月ころから約 3 か月間入院し会社を休みました。退院後も体調が優れないため、同年 7 月 13 日に退職しましたが、入院期間中の厚生年金保険料を請求され、7 月 9 日に 5 月分、7 月 13 日に 6 月及び 7 月分の厚生年金保険料を会社に支払いました。そして、厚生年金保険料を支払った領収証もあります。しかし、現在の年金の支払い月数に 7 月分が加算されていない。57 年 7 月も厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された領収証により、申立人が昭和 57 年「7 月分」の健康保険及び厚生年金保険料を支払ったことが認められる。

しかし、事業主及び当時の社会保険担当者は、当該事業所の健康保険及び厚生年金保険料の控除方法について、申立期間当時から現在まで変わらず翌月控除であり、領収証に記載されている「7 月分」とは「6 月分」の保険料であるとしている上、申立人の厚生年金保険の資格取得及び資格喪失については、申立人の申し立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとしている。

また、申立人自身が、昭和 57 年 7 月 13 日に当該事業所を退職したと供述しているところ、当該事業所が提出した労働者名簿及び健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書で、申立人が 57 年 7 月 13 日に退職し、翌 14 日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票照会回答票で、申立人が、昭和 57 年 7 月 14 日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できるほか、申立人は、当該事業所を 57 年 7 月 13 日に離職

していることが雇用保険の記録から確認できる上、申立人は申立期間である 57 年 7 月分の、国民年金保険料を納付していることが、社会保険事務所のオンライン記録で確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 11 日ころから 35 年 10 月ころまで
昭和 32 年 9 月初めころ、新聞の求人広告を見てガソリンスタンド（最初はAその後B、Cに名称変更）に応募し直ちに勤務を始めた。社長はDさんといい、仕事は同僚のEさん、Fさん、Gさんらとガソリンをついだり配達をしたりしていた。厚生年金保険料が給与から控除されていたかは定かではないが申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言及び申立人が作業着姿でAの建物を背景にした写真があることから、期間の特定はできないものの申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が入社した時に既にAに勤務していたとする当該同僚の最初の厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立期間後の昭和39年1月10日となっており、当該取得した事業所もAではないことが社会保険庁の記録で確認できる。

また、申立人が勤務したとするA、B及びCは、いずれも社会保険庁の記録では申出のあった所在地での厚生年金保険の適用事業所として該当が無い。さらに、住所は異なるが同じ名称の適用事業所において社会保険庁オンライン記録で確認したところ、申立人及び社長、同僚の名前は確認できない。

加えて、当該事業所名では、商業登記簿謄本を確認することもできないことから、役員等からの証言を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月又は 3 月から 60 年 6 月 1 日まで
② 昭和 60 年 6 月 1 日から 61 年 5 月 1 日まで

社会保険庁の記録によると、A株式会社勤務していた昭和 58 年 2 月又は 3 月から 60 年 6 月 1 日までの期間が欠落している。また、60 年 6 月から 61 年 4 月までの標準報酬月額が相違している。

同社には昭和 58 年 2 月又は 3 月から平成 4 年 9 月 17 日まで継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金被保険者期間であり、かつ、昭和 58 年 1 月から 59 年 6 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 5 月までの期間について国民年金保険料の申請免除を、59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間について法定免除を受けていることが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A株式会社は、昭和 58 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており申立人の申立期間の一部は、適用事業所で無いことが確認できる。さらに、申立人が勤務したとする同社B支店の開設は 59 年 5 月 1 日であることを事業主が供述している。

加えて、A株式会社から提出された申立人に係る「社員管理カード」には、申立人の入社日は昭和 60 年 2 月 5 日と記載されており、申立期間当時、同社では従業員の厚生年金保険被保険者資格取得届を入社 4 か月後に

行ったとする事業主の供述と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、社会保険庁の記録から、A株式会社が厚生年金保険適用事業所となり被保険者資格を取得した従業員 16 名の標準報酬月額及びその改定日を調査したところ、昭和 60 年 6 月 1 日以降に被保険者資格を取得した申立人を含む 12 名の標準報酬月額は、被保険者資格取得時から 61 年 5 月以降の随時改定まで 20 万円とされていることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立てに係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。